

6 貿易上の救済

伊藤一頼*

I. 概要

A) 経過的セーフガードの発動要件 (6.3 条)

経過的セーフガードとは、各締約国が、(a)この協定に基づく関税の段階的な引下げを停止すること、または(b)この協定に基づき引き下げた関税を再び引き上げるという措置である (6.3 条 2)。後者の場合、関税引上げの上限は、実行最恵国税率 (WTO 加盟国に対して一般的に適用している関税率) である。

経過的セーフガードを発動するためには、次の 4 つの要件を満たす必要がある (6.3 条 1)。

- (i) 「経過期間」内であること。経過期間とは、原則として、この協定の効力発生の日から 3 年間である。ただし、関税の撤廃がそれより長い期間にわたって段階的に行われる産品については、その期間が経過期間となる (6.1 条) *。
- (ii) 当該産品が、絶対量において、または輸入国の国内生産量と比較した場合の相対量において、増加した数量で輸入されていること*。
- (iii) 当該産品と同種または直接競合する産品を生産する国内産業に対し、そうした輸入量の増加が重大な損害または重大な損害のおそれを引き起こしていること。なお、「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。また、「重大な損害のおそれ」とは、重大な損害が、事実に基づき、明らかに差し迫っていることをいい、単なる推測や希薄な可能性に基づくものであってはならない (6.1 条)。
- (iv) 上記の(ii)(iii)が、この協定に従った関税の引下げまたは撤廃の「結果として」生じていること (因果関係)。

なお、経過的セーフガードは、他の締約国のうち、一つの国に対して、または二以上の国に対して発動することができる*。ただし、後者の場合は、それぞれの国からの輸入が上記(ii)の意味で増加していることを輸入国側が証明する必要がある(6.3 条 1(b))。

B) 経過的セーフガードの発動手続 (6.4 条～6.7 条)

経過的セーフガードは、重大な損害を防止または救済し、かつ、調整を容易にするために必要な期間においてのみ維持することができる (6.4 条 1)。この「必要な期間」とは、最

* いう かずより／北海道大学大学院法学研究科・公共政策学連携研究部准教授

* = 「II. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

大でも 2 年を原則とするが、引き続き必要性が認められる場合には 1 年を限度として延長できる (6.4 条 2) *。

なお、同一の製品につき 2 回以上経過的安全ガードを発動することはできない (6.4 条 6) *。また、この協定に基づいて設定した関税割当て (一定の数量までは低い関税率を適用する仕組み) の下で輸入された製品は、経過的安全ガードの対象にはできない (6.2 条 4)。

経過的安全ガードの発動に先立ち、輸入国側の権限ある当局は、上記 A) に掲げた発動要件が満たされているかどうかを調査する。その調査の具体的な手続に関しては、WTO の安全ガード協定 3 条及び 4 条 2 の規定を準用する (6.5 条)。

経過的安全ガードをとる国は、その結果生じると予想される関税の増大分と実質的に同等の譲許 (関税引下げ) を他の製品等に対して与えることで、措置対象国に補償を提供しなければならない (6.7 条 1)。補償の具体的な内容は、対象国との協議 (措置発動後 30 日以内に開始) により決定するが、協議開始後 30 日以内に合意が得られない場合は、対象国は経過的安全ガードと実質的に等価値の譲許停止 (関税引上げ) を措置発動国に対して行うことができる (6.7 条 2)。

C) 一般的な安全ガードとの関係 (6.2 条)

この協定のいかなる規定も、1994 年のガット第 19 条の規定及び WTO の安全ガード協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない (6.2 条 1)。ただし、これらの協定に基づく安全ガードと、この章に規定する経過的安全ガードとを、同一の製品に対し同時にとることはできない (6.2 条 5)。

D) WTO における関連協定の地位 (6.8 条)

各締約国は、1994 年のガット第 6 条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を留保する (6.8 条 1) *。

E) ダンピング防止税及び相殺関税の手続に関する慣行 (附 6A)

ダンピング防止税及び相殺関税の調査に関し、透明性及び適正な手続を促進するうえで締約国が有効と認める慣行 (調査開始 7 日前までの相手国への通知や、提出された情報を不採用とした場合の理由説明など) を、義務規定ではない形で列挙している*。

II. 解説・コメント

《経過的安全措置》 本章の経過的安全ガードは、文字通り経過的安全な制度であり、6.1 条が定めるように原則として協定発効後 3 年間に限り発動できる。これまで日本が締結した経

済連携協定（EPA）にもセーフガード制度は含まれているが、それらは事実上恒久的な制度であり（必要に応じて見直すとされる）、[日豪 EPA](#) のみが、協定発効後 8 年という期限を定めた経過的制度になっている。

《発動要件》 本章の経過的セーフガードは、対象製品の輸入量が絶対的に増加している場合はもちろん、（絶対的には減少していても）国内生産量との比較において相対的に増加したといえる場合にも発動が可能である（6.3 条 1）。従来の日本の EPA では、輸入量の絶対的な増加がある場合にのみセーフガードの発動を認めていた例も多く（対シンガポール、ブルネイ、メキシコ、チリ、ペルー）、それに比べ TPP では若干発動しやすくなっている。

なお、WTO のセーフガード協定は、輸入の絶対的増加と相対的増加の双方の場合につきセーフガードの発動を認めるとともに、輸入の絶対的増加がある場合には、対象国による譲許停止の権利は 3 年間行使できないこととしている（8 条 3 項）。他方、TPP ではそのような凍結期間は規定されておらず、輸入が絶対的に増加した場合であっても、対象国は当初から譲許停止を実施することができる。

《発動手続》 従来の日本の EPA では、セーフガードの適用期間は原則 3 年・最長 4 年（対メキシコ、チリ、豪）や、原則 4 年・最長 5 年（対マレーシア）となっており、TPP の原則 2 年・最長 3 年という適用期間はやや短い。また、従来の日本の EPA は全て、同一製品に対するセーフガードの再発動を一定の期間経過後に認めているが、TPP はそれを認めておらず、セーフガードを通じた産業構造調整の機会は 1 回しか得られないことになる。

《選択的適用》 TPP は 12 カ国からなる協定であるが、経過的セーフガードはそのうち特定の国からの輸入に対して選択的に発動することができる。そもそも TPP の関税引下げ自体、二国間ベースで行われているものも多く、そのため貿易上の救済の必要性も、（TPP 全体というよりは）二国間関係において生じることがしばしばあり得よう。

《特別な経過的セーフガード》 本章の経過的セーフガードに加え、センシティブな品目については他の章において特別な経過的セーフガードが用意されている（下表参照）。これらは、経過期間の長さや発動要件・発動手続において本章の経過的セーフガードと異なっており、いずれを利用するかは各国の判断によることになる。特別な経過的セーフガードの詳細に関しては、該当する各章の解説を参照されたい。

【特別な経過的セーフガード（日本に関連するもの）】

| 品目 | 規定が置かれている位置 |
|-------------------------|---|
| 農産品（牛肉、豚肉、ホエイ、オレンジ、競走馬） | 第 2 章・附属書 2-D（日本国の関税率表）・付録 B-1（農産品セーフガード措置） |

| | |
|------------|---|
| 林産品（合板、製材） | 第 2 章・附属書 2-D（日本国の関税率表）・付録 B-2（林産品セーフガード措置） |
| 自動車 | 第 2 章・附属書 2-D（日本国の関税率表）・付録 D-1（自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録）6 条、及び付録 D-2（自動車の貿易に関する日本国とカナダとの間の付録）3 条 |
| 繊維及び繊維製品 | 第 4 章（繊維及び繊維製品）4.3 条 |

《その他の貿易救済措置》 豪・NZ 経済協力協定の下で 1988 年に採択された「[物品の自由貿易の加速に関する議定書](#)」4 条や、[カナダ・チリ FTA](#) の M-01 条は、WTO 協定が認める貿易救済手段であるダンピング防止税の相互不適用を規定することで知られるが、そうした協定は世界的に見て少数であり、TPP も、締約国間で WTO 協定に基づくダンピング防止税や補助金相殺関税を発動することを排除していない（6.8 条 1）。当局の調査手続における透明性や適正手続の向上については、[日印 EPA](#) 24 条が調査開始の 10 執務日前までの相手国への通知を義務づける例があるが、TPP では非拘束的な慣行の確認にとどまっている（附 6A）。

III. 備考および更新情報

ver.2： II において、《発動要件》第 2 段落の記述を追加し、また《特別な経過的セーフガード》の項目を新たに設けた。